

福井県PTA連合会

安全会のしくみ

福井県PTA連合会では、皆様が安心してPTA活動に参加できるよう、活動中の事故に対して見舞金等を給付する安全互助事業を行っています。

目的

本県のPTA会員が、単位PTA等の団体が主催する活動中の事故に起因する負傷・疾病及び死亡について、見舞金・弔慰金の給付措置をとることによって、会員相互の連帯意識を高め、もって本県PTA活動の円滑な運営を図るため、福井県PTA連合会の事業として、福井県PTA連合会安全会を設置しています。

加入

福井県PTA連合会の互助事業ですので当連合会に所属している県内小・中学校の全PTA会員（教職員も含む）加入が原則となっていますが、公立幼稚園や各单位PTAが認めた準会員（見守り隊やゲストティーチャー等）も加入できます。

会費

一世帯 年間 100円

給付内容

- ・見舞金 入院1日3,000円、通院1日1,500円（何れも限度額10万円）
死亡弔慰金10万円、後遺障害見舞金10万円まで
- ・賠償責任保険（保険会社委託）…………… <詳細は裏面に掲載>

手続き

<加入手続> 5月末日までに単位PTAごとに加入申込書（学校に別送）を作成し、各責任者から安全会事務局に提出してください。また、会費は6月末日までに単位PTAごとにまとめて金融機関から同事務局まで送金してください。

<給付申請> 災害が発生した場合、災害報告書（様式2）（学校に別送）を30日以内に、また、完治したら見舞金支払請求書（様式3）を単位PTAの責任者から安全会事務局に提出してください。
賠償保険対象の事故の場合もすぐに同事務局に連絡ください。事務局の方から委託保険会社に連絡します。

災害の届出は
30日以内に

福井県PTA連合会安全会

〒918-8135 福井市下六条町14-1 福井県生活学習館2F
TEL 0776-41-4253 FAX 0776-41-4333
E-mail : anzenkai@fukui-pta.jp
ホームページ : <http://www.fukui-pta.jp>

給付の概要

安全会費 一世帯 年間 100円

PTA 活動中の災害

○見舞金

- ◆医療機関で診察を受けた場合
 - ・入院 1日につき 3,000円
 - ・通院 1日につき 1,500円
- ◆整骨院等で診察を受けた場合
 - ・医療機関の3分の1の見舞金を給付。
但し、主治医の指示による場合はこの限りではない。
- ◆後遺障害見舞金 100,000円まで。
- ◆死亡弔慰金 100,000円

合計100,000円を限度とします。

本会が自主運営

○賠償責任保険

- ◆対人賠償 1名につき 5,000万円
1事故につき 5億円
- ◆対物賠償 1事故につき 500万円
(注1：対人・対物とも1事故につき5,000円が免責となります。)
(注2：自動車・車両の事故は各自の自動車保険で対応してください。)
- ◆保管物賠償保険
・保険期間中につき 1,000万円
(注：1事故につき5,000円が免責となります。)

保険会社委託

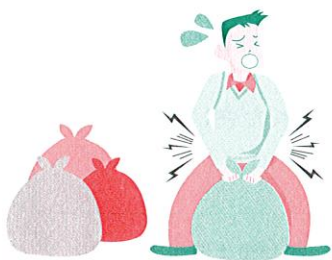
※賠償責任保険については、保険会社よりの支払いを受けられない場合、審査により、安全会から10万円を限度として給付する。

給付金のお支払い事例

見舞金



! PTA主催の球技大会でアキレス腱を断裂し入院した。



! PTA主催の資源回収で、腰を痛め、医者にかかった。

対人・対物賠償



! PTA講演会の看板が突然倒れ、通行人にケガをさせてしまった。

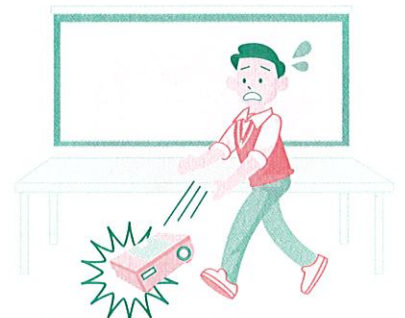


! PTAのボランティア活動中、草刈り機が石を跳ね飛ばし、第三者の自動車に傷をつけてしまった。

保管物賠償



! PTA主催の収穫祭をするために借りてきた調理器具を誤って破損してしまった。



! PTA講演のために借りてきたプロジェクターを誤って落とし破損させてしまった。